

○上越市地域自治区の設置に関する条例

平成20年2月6日

条例第1号

改正 平成21年3月27日条例第12号

平成21年3月27日条例第14号

平成21年12月17日条例第57号

平成24年6月21日条例第27号

平成25年9月30日条例第46号

平成25年9月30日条例第53号

平成26年9月30日条例第59号

平成27年12月15日条例第134号

平成28年6月21日条例第49号

平成29年3月24日条例第10号

平成30年3月26日条例第12号

平成31年3月26日条例第6号

令和元年12月19日条例第67号

令和3年3月23日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第33条第4項の規定に基づき、地域自治区の設置に関し必要な事項を定め、地域の意見を市政運営に反映することを目的とする。

(地域自治区の設置)

第2条 市は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに、同表の右欄に掲げる名称の地域自治区を設ける。

区域	名称
南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町一丁目から七丁目まで、北本町一丁目から四丁目まで、仲町一丁目から六丁目まで、寺町一丁目の一部、寺町二丁目、寺町三丁目、大町一丁目から五丁目まで、西城町一丁目から四丁目まで、北城町一丁目から四丁目まで、東本町一丁目から五丁目まで、幸町、栄町、新町、高土	高田区

町一丁目から三丁目まで、高土町受地、大字京田、大字土橋の一部、 大字島田下新田の一部、大字丸山新田の一部、大字高田新田、大和三 丁目の一部及び大和四丁目の一部の区域	
とよば、大字子安、子安、子安新田、鴨島一丁目から三丁目まで、鴨 島、稲田一丁目から四丁目まで、大字上稲田、大字下稲田、大字寺、 大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大 字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大道福田、大字富岡、 富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日（旧大日新田）、大字子安 新田、大字上島（旧大日古川新田）、大字大道新田、大字赤塚新田、 新南町及び大字戸野目古新田の一部の区域	新道区
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、大字朝日、大字黒田、大字灰塚、 大字地頭方、大字青木、大字上中田、上中田、中通町、大字向橋、大 字中田原、大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大貫一丁 目から四丁目まで、大字飯の一部、御殿山町、上昭和町、昭和町一丁 目、昭和町二丁目、大字滝寺の一部、大字下正善寺、大字中正善寺、 大字上正善寺、大字宇津尾、大字上綱子、大字中ノ俣、大字下中田、 寺町一丁目の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区
大字滝寺の一部、大字土橋の一部、土橋、大字藤巻、藤巻、大字木田 新田、木田新田一丁目、木田新田二丁目、大字藤新田、藤新田一丁目、 藤新田二丁目、大字木田、木田一丁目から三丁目まで、大字岩木の一 部、山屋敷町、大字中屋敷、大字大豆、大豆一丁目、大豆二丁目、大 字春日、大字中門前、中門前一丁目から三丁目まで、大字宮野尾、春 日山町一丁目から三丁目まで、春日野一丁目、春日野二丁目、新光町 一丁目、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部、大学前、大字薄 袋、大字寺分、大字牛池新田及び大字飯の一部の区域	春日区
大字上真砂、大字杉野袋、大字北新保、大字南新保、大字高森、大字 諏訪、大字東原、大字鶴町、大字北田中、大字米岡及び米町の区域	諏訪区
大字四ヶ所、大字西市野口、大字戸野目古新田の一部、大字門田新田、 大字戸野目、大字市野江、大字桐原、大字本道、大字荒屋、大字虫川、 大字下野田、大字長面、大字上野田、大字四辻町、大字下池部、大字 上池部、大字吉岡、大字東市野口、大字劔の一部、大字茨沢、大字藤	津有区

塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字上富川、大字熊塚、大字野尻、大字稲、平成町及び大字鴨島の区域	
大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、桜町及び大字新長者原の区域	三郷区
大字木島、大字島田上新田、大字島田、大字島田下新田の一部、大字上箱井、大字中箱井、大字岡原、大字下箱井、大字五ヶ所新田、大字丸山新田の一部、大字下新田、大字西田中、大字寺町、大字石沢、大字七ヶ所新田、大字今泉、大字稲荷、大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目の一部、大和四丁目の一部、大和五丁目、大和六丁目、大字土合、大字脇野田及び大字荒町の区域	和田区
大字劔の一部、大字稲谷、大字上曾根、大字下曾根、大字高和町、大字元屋敷、大字高津、大字飯田、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字北方、大字南方、大字大口、大字東京田及び大字松塚の区域	高士区
西本町一丁目から四丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、住吉町、港町一丁目、港町二丁目、大字高崎新田、東雲町一丁目、東雲町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、東町、大字塩屋、大字直江津、大字八幡、大字轟木、五智一丁目から六丁目まで、五智新町、大字虫生岩戸、国府一丁目から四丁目まで、加賀町、石橋、石橋一丁目、石橋二丁目、大字五智国分、大字三交、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字居多、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部及び大字黒井の一部の区域	直江津区
大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、田園、大字福田、佐内町、三ツ屋町、大字安江、安江一丁目から三丁目まで、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、下門前、大字塩屋新田、塩屋新田、大字春日新田、春日新田一丁目から五丁目まで、川原町、福田町、大字三ツ屋及び大字佐内の区域	有田区
大字黒井の一部、日之出町、大字上荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字夷浜新田及び八千浦の	八千浦区

区域	
大字下百々、大字駒林、大字小泉、大字長岡、大字長岡新田、大字上名柄、大字五野井、大字石川、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字上五貫野、大字下五貫野、大字下名柄、大字田沢新田、大字岡崎新田、大字福岡新田、大字岡沢及び大字上千原の一部の区域	保倉区
大字飯塚、大字中真砂、大字川端、大字東中島、大字上千原の一部、大字福橋、大字横曾根、大字下真砂、大字上吉新田及び大字下吉新田の区域	北諏訪区
大字西横山、大字小池、大字西山寺、大字下綱子、大字高住、大字中桑取、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、大字有間川、大字長浜、大字小池新田、大字西鳥越、大字諏訪分、大字三伝、大字花立、大字西戸野、大字鍛冶免分、大字中桑取新田、大字下宇山、大字上宇山、大字横畑、大字皆口、大字西谷内、大字北谷、大字土口、大字増沢、大字大淵、大字東吉尾及び大字西吉尾の区域	谷浜・桑取区
平成17年1月1日の市町村合併前の安塚町の区域	安塚区
平成17年1月1日の市町村合併前の浦川原村の区域	浦川原区
平成17年1月1日の市町村合併前の大島村の区域	大島区
平成17年1月1日の市町村合併前の牧村の区域	牧区
平成17年1月1日の市町村合併前の柿崎町の区域	柿崎区
平成17年1月1日の市町村合併前の大淵町の区域	大淵区
平成17年1月1日の市町村合併前の頸城村の区域	頸城区
平成17年1月1日の市町村合併前の吉川町の区域	吉川区
平成17年1月1日の市町村合併前の中郷村の区域	中郷区
平成17年1月1日の市町村合併前の板倉町の区域	板倉区
平成17年1月1日の市町村合併前の清里村の区域	清里区
平成17年1月1日の市町村合併前の三和村の区域	三和区
平成17年1月1日の市町村合併前の名立町の区域	名立区

(地域自治区の事務所)

第3条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
高田区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンタ	高田区の区域

		—	
新道区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンタ —	新道区の区域
金谷区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンタ —	金谷区の区域
春日区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンタ —	春日区の区域
諏訪区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンタ —	諏訪区の区域
津有区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンタ —	津有区の区域
三郷区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンタ —	三郷区の区域
和田区	上越市寺町二丁目20番1号	南部まちづくりセンタ —	和田区の区域
高士区	上越市木田一丁目1番3号	中部まちづくりセンタ —	高士区の区域
直江津区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	直江津区の区域
有田区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	有田区の区域
八千浦区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	八千浦区の区域
保倉区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	保倉区の区域
北諏訪区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	北諏訪区の区域
谷浜・桑取区	上越市中央一丁目16番1号	北部まちづくりセンタ —	谷浜・桑取区の区 域
安塚区	上越市安塚区安塚722番地3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵5番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域

大島区	上越市大島区岡3320番地3	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島522番地	牧区総合事務所	牧区の区域
柿崎区	上越市柿崎区柿崎6405番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域
大潟区	上越市大潟区土底浜1081番地1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町636番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町1126番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢986番地1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針722番地1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧18番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口444番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町365番地1	名立区総合事務所	名立区の区域

(地域協議会の名称)

第4条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次の表のとおりとする。

地域自治区	名称
高田区	高田区地域協議会
新道区	新道区地域協議会
金谷区	金谷区地域協議会
春日区	春日区地域協議会
諏訪区	諏訪区地域協議会
津有区	津有区地域協議会
三郷区	三郷区地域協議会
和田区	和田区地域協議会
高士区	高士区地域協議会
直江津区	直江津区地域協議会
有田区	有田区地域協議会
八千浦区	八千浦区地域協議会
保倉区	保倉区地域協議会
北諏訪区	北諏訪区地域協議会
谷浜・桑取区	谷浜・桑取区地域協議会
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会

大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大潟区	大潟区地域協議会
頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会
三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第5条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

2 委員の定数は、次の表のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
高田区地域協議会	20人
新道区地域協議会	14人
金谷区地域協議会	16人
春日区地域協議会	20人
諏訪区地域協議会	12人
津有区地域協議会	12人
三郷区地域協議会	12人
和田区地域協議会	14人
高士区地域協議会	12人
直江津区地域協議会	18人
有田区地域協議会	18人
八千浦区地域協議会	12人
保倉区地域協議会	12人
北諏訪区地域協議会	12人
谷浜・桑取区地域協議会	12人
安塚区地域協議会	12人

浦川原区地域協議会	12人
大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	12人
柿崎区地域協議会	14人
大潟区地域協議会	14人
頸城区地域協議会	14人
吉川区地域協議会	12人
中郷区地域協議会	12人
板倉区地域協議会	14人
清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	14人
名立区地域協議会	12人

3 委員は、市長が選任する。

4 前項の規定による委員の選任の手續等は、別に条例で定める。

5 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員には、報酬を支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

(1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項

(2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項

(3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項、第8項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。

(旧地域協議会の特例)

2 地域自治区の設置に関する協議（平成16年12月17日上越市告示第326号）により定められた協議書（以下「協議書」という。）の規定により置かれた地域協議会（以下「旧地域協議会」という。）は、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会とみなす。

(委員の選任の特例)

3 附則第9項の規定による改正後の地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例（平成17年上越市条例第39号）第2条の規定による変更後の協議書に基づく地域自治区の設置期間（以下「旧地域自治区の設置期間」という。）の終了の際現に旧地域協議会の構成員（以下「旧委員」という。）である者は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の委員として選任されたものとみなす。

4 市長は、附則第1項本文に規定する日前においても委員を選任することができる。

(委員の任期の特例)

5 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第3項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、附則第1項本文に規定する日から平成20年4月28日までとする。

6 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第1項本文に規定する日前に旧委員が欠けた場合で当該旧委員の補欠委員に相当する委員を同日以後に選任する場合の当該委員の任期は、当該委員の選任の日から平成20年4月28日までとする。

(旧地域協議会の会長及び副会長の選任の特例)

7 第6条の規定にかかわらず、旧地域自治区の設置期間の終了の際現に旧地域協議会の会長又は副会長である旧委員は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(市の全域における地域自治区の設置)

8 市は、市の全域において地域自治区を設置するため、速やかに、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年上越市条例第14号)の規定による改正前の第2条の表に掲げる区域以外の区域に設ける地域自治区について検討を加え、必要な改正を行うものとする。

(地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部改正)

9 地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第14号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第5条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に選任される高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高士区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の任期は、選任の日から平成24年4月28日までとする。

(上越市地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正)

- 3 上越市地域協議会委員の選任に関する条例(平成16年上越市条例第30号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市災害救助条例の一部改正)

- 4 上越市災害救助条例(昭和46年上越市条例第4号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例の一部改正)

- 5 上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例(昭和46年上越市条例第122号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例の一部改正)

- 6 上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例(平成15年上越市条例第32号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)

- 7 市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例(平成16年上越市条例第180号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部改正)

- 8 上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例(平成16年上越市条例第184号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(上越市地域振興基金条例の一部改正)

- 9 上越市地域振興基金条例(平成18年上越市条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成21年条例第57号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第2条の表上越市南出張所の項の改正規定及び第2条中第2条の表の改正規定(「大字樋場」を「とよば」に改める部分に限る。) 樋場新町土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

(区域の変更は、平成25年1月19日からその効力が生じた。)

(2) 第1条中第2条の表上越市北出張所の項の改正規定及び第2条中第2条の表の改正規定（「大字黒井の一部、」の次に「日之出町、」を加える部分に限る。） 大字黒井の一部及び佐内町の一部を日之出町とする字の変更の効力を生ずる日

（区域の変更は、平成22年2月1日からその効力が生じた。）

(3) その他の改正規定 関川東部オフィスアルカディア土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

（区域の変更は、平成25年12月7日からその効力が生じた。）

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、県営ほ場整備事業（担い手育成型）中江北部第1地区の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成25年条例第46号）

この条例は、平成25年12月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第53号）抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第59号）

この条例は、関川東部下門前土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

附 則（平成27年条例第134号）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月29日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第5条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に任期が開始する委員について適用し、施行日前に任期が開始した委員については、なお従前の例による。

3 施行日から平成32年4月28日までの間においては、改正後の第5条第2項の規定の適用については、同項の表津有区地域協議会の項中「12人」とあるのは「14人」と、同表大潟区地域協議会の項中「14人」とあるのは「16人」と、同表頸城区地域協議会の項中「14人」とあるのは「16人」と、同表吉川区地域協議会の項中「12人」とあるのは「14人」とする。

附 則（平成28年条例第49号）

この条例は、土橋第一地区土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から

施行する。

附 則（平成 29 年条例第 10 号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 2 条の改正規定 公布の日

(2) 第 3 条の改正規定及び次項の規定 規則で定める日

（平成 29 年規則第 42 号で平成 29 年 8 月 1 日から施行）

（上越市福祉交流プラザ条例の一部改正）

2 上越市福祉交流プラザ条例（平成 20 年上越市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成 30 年条例第 12 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 6 号）

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年条例第 67 号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(1) 第 2 条の表の改正規定 上中田北部土地区画整理事業の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日

(2) 第 5 条第 2 項の表有田区地域協議会の項及び柿崎区地域協議会の項の改正規定 令和 2 年 4 月 29 日

（準備行為）

2 地域協議会委員の公募その他選任に必要な準備行為は、前項第 2 号に掲げる改正規定の施行前においても行うことができる。

附 則（令和 3 年条例第 7 号）

この条例は、公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。